

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	平安中・後期における蔵人の装束着用の実態
Author(s)	孟, 瑜
Citation	史学研究 , 312 : 12 - 34
Issue Date	2022-07-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055724
Right	
Relation	



平安中・後期における蔵人の装束着用の実態

孟

瑜

はじめに

平安時代の蔵人は、天皇への日常奉仕や種々の儀式・行事のさまざまな場面に合わせて、種々の装束を着用した。本稿は、平安中・後期の蔵人の活動と服装との関係に焦点を当てて、蔵人の装束着用の実態を明らかにし、天皇と蔵人集団の紐帯の特質を服装の面から解明する素材を提供しようとするものである。

これまで平安貴族と服装の関係については、生活文化の国風化に伴う「束帯」の成立、天皇との恩寵関係で取り結ばれた宮廷貴族（公卿・殿上人・蔵人）の特権的装束である「禁色」「雑袍」について議論されてきた。しかし勤務実態に即した装束の使い分けや着替えについて論じた研究、また蔵人の装束の特質に焦点をあてた研究は、ほとんどなかった。¹⁾こ

のような研究状況のなか、私は前稿²⁾で、古記録を主たる材料に、平安時代の貴族たちが内裏を中心に勤務するときに、様々な場面で異なる服装で勤仕する実態について論じ、平安貴族が勤仕場所・勤仕内容に応じて、しばしば着替えを行っていたこと、着替える場所は内裏内の各自の宿所であることなどの点を明らかにした。

ところで前稿発表後、中井真木氏『王朝社会の権力と服装——直衣参内の成立と意義³⁾』が刊行された。同書は、雑袍勅許、直衣での参内と直衣始の成立に関するすぐれた研究であり、殿上人の宿衣が直衣であることや公卿の直衣参内について教えられるところが多い。しかし、公卿・殿上人の直衣着用に関点を当てて論じているので、蔵人の装束については第二章「雑袍勅許」以外ではほとんど触れていない。

本稿では前稿での考察を踏まえ、蔵人の勤務手続きである

『侍中群要』を主たる素材とし、他の儀式書や古記録の具体例で確認しながら、内裏を中心とした藏人の活動と服装の關係について、勤務の性質や場所の違いによって異なる藏人の服装の実態に即して明らかにしたい。

本稿で使う装束名について簡単に説明しておく。

束帯 表衣(袍)、半臂、下襲、表袴、大口、石帯などで構成される貴族官人の正装の公服。公式には位階にもとづく官人序列の視覚表現である位袍を着す。冠を着け笏を持つ。公卿および「禁色宣旨」を受けた殿上人・藏人には、位階秩序を逸脱した「禁色」を殿上で着用することが特権的に認められた。

布袴 束帯の構成から、表袴・大口を指貫・下袴に代えた装束であり、布袴束帯、略して布袴という。冠を着け笏を持つ。

衣冠 束帯の構成から下襲・半臂・石帯を省き、表袴・大口のかわりに指貫・下袴をはく略式の装束である。冠をかぶり、扇を持つ。宿直装束として着用する。布袴との違いは、半臂・下襲を着けないこと、笏に換えて扇も持つことである。

直衣 天皇以下、上級貴族の日常着。表衣(袍)、下袴、指貫で構成され、烏帽子を被り扇を持つ。位色とは関係なく好みの色彩の袍を着用することから雑袍ともいう。日常着としては服色・生地規制はない。公卿および「雑袍宣旨」を受けた殿上人・藏人頭には内裏殿上で宿直装束として着用することが特権的に許された。

なお、表衣(袍)の生地(綾織物か平絹か)、表衣以外の

束帯の構成装束(半臂・下襲など)については、重要な論点であるが、本稿では触れない。

以下、引用史料中の◇は割書、○と傍線は筆者の補足である。

一 藏人の日常的勤務における服装

1 藏人新任儀礼における装束

①『侍中群要』「第一 藏人初参事」から

藏人の勤務の手引き書である『侍中群要』⁽⁴⁾には、勤務場所・勤務場面における藏人の服装の使い分けや着替えについて、詳しい記述がある。まず「第一 藏人初参事」における五位六位の新藏人の行動を服装に焦点を当ててみてみよう。

藏人初参事

於_レ腋陣_一招_レ得意藏人_一、令_レ奏_レ慶賀_一、帰出仰_レ聞食由_一、
微音称唯、即拜舞、(先再拜、若有官者笏置_二左手_一下_レ
地_レ之、起左右左、次乍_レ立垂_レ袖左右左、次臥左右左、
次乍_レ居小揖、次乍_レ立再拜、次乍_レ立揖、)随_レ得意之日_一、
入_二殿上口_一、(若有官可_二置_レ笏并解_レ釵等_一)、到_二履
脱_二々_一履、居_二小壁之後_一、次先達藏人開_レ簡付_レ簡、了
即封、(是封後事也)良久之後、随_レ得意之日_一、退_二下
直廬_一、(或退出、今夜若有_二宿侍_一、随_二上臈指示_一、著_二
宿衣_一即可_レ昇、)通夜、(此間近来不_レ脱_レ袍云々、)後朝
会_二日給_一、逐電退下、束帯即昇殿、頃之随_レ得意示_一退出、

凡三箇日不_レ觸_二障申_一（天）退出、其後雖_レ不_レ從_レ事、

出入不_レ任意、或隨_二上臈気色_一退出、臨昏束帶帰參、宿待如_レ前、（凡新藏人初參以後、及_二數日_一、早旦束帶退出、帰參時亦以束帶、）隨_二貫首及上臈藏人氣色_一、当

番日朝候、（布袴、）漸以著_二宿衣_一、凡新藏人早速束帶為_レ善、就中於_二宿衣_一候_二殿上_一間、貫首束帶（天）被_レ

參（波）、登時退下逐電（天）、束帶當上、若有_レ承_二行

事_一、無_二傍人_一者、於_二御膳宿之辺_一立穩、令_レ見_二憚申

気色_一、又同有_レ承_二行事_一、可_レ下_レ殿（波）、雖_二上臈

觸_二事由_一、可_レ退下_一之、

五位藏人であれ六位藏人であれ、新藏人は、「腋陣」（安福殿南庇_二「北脇」の右腋門の陣_一）で担当藏人を通して慶賀を奏し、拜舞の後、清涼殿の殿上口に入り小壁の後ろで待機する。案内役の藏人に日給簡に名前を付けて貰って、新藏人は

「直廬」（藏人宿所）に退下する。あるいは「退出」（帰宅）する。ここまでは新藏人の服装について記述はないが、殿上口に入るとき、有官ならば、（束帯のさいに持つ）笏を置き太刀を解くとあるから、新藏人の初めての出仕（昇殿）の装束は、（自邸から参内したときの）「位袍」の「束帯」であったことがわかる。

直廬に退下した新藏人は、初夜から宿直する場合、上臈藏人の指示にしたがって、直廬_二宿所_一で「束帯」から「宿衣」に着替えて急いで昇殿し（「臨_二深更_一随_二上臈命_一下_二直廬_一」に脱_二装束_一着_二宿衣_一、逐電昇殿）、夜通し宿直する（「第一

初參）。

新藏人が宿直する最初の数日間、もともとは袍を脱いでいたが、「近來_⑥」はずっと袍を着たままで宿直する。新藏人が宿直した翌朝、日給簡に付けて貰ったあと（第一「日給事」）、急いで「直廬」に退下し、「束帯」に着替えて殿上の間に昇り、許可が下りたら「退出」（帰宅）する。退出時は「束帯」である。

新藏人は、最初の三日間は宿直開けに上臈藏人に断らずに（「束帯」で）そのまま退出（帰宅）していいが、その後は上臈藏人に断ってから退出しなければならぬ。「任意」に入りしてはいけない。夕刻に束帯で「帰參」（参内）し、いづもどおり宿直に付く。新藏人たるもの、初参以後数日間は、早朝に「束帯」で「退出」（帰宅）し、「帰參」（参内）のときはまた「束帯」で参内し、「近代」は「宿衣」着用が許されても、藏人頭または上臈藏人の指示にしたがって当番の日の朝候では「布袴」を着用する。藏人に補任された_二、三日後_一にようやく「宿衣」で当番勤務する（「第一 初参」）。

新藏人たるもの、束帯を着るのを「善」とする。特に藏人頭が束帯の時束帯を着る。新藏人が宿衣で殿上間にいるときに藏人頭が束帯で参入したら、すぐに宿所に「退下」してすばやく束帯に着替え、急いで殿上間に上がる。

② 禁色宣旨と吉書奏

ところで新藏人が奏慶するときの服装について、『侍中群

要』「第九 藏人拜官事」の中で、

無官藏人拜官、奏慶不_レ著_二禁色_一、(為_二地下_一也)、待_二後官旨_一、参入之時著_二禁色_一、令_レ奏_二慶由_一、参入之後経_二兩三日_一、奏_二文書_一、供_二御膳_一、

とある。無官の(六位)藏人が任官した場合、位袍を着て任官の奏慶をした後、禁色宣旨を待つてあらためて禁色を着して天皇御前に参入し、今度は藏人としての奏慶をする。禁色を着して天皇御前で奏慶してから数日後にはじめて文書(吉書)を奏し、はじめて陪膳に奉仕する。

ここでは無官藏人が官職に就いた場合について書いてあるが、禁色宣旨↓禁色着用↓奏慶↓吉書奏・陪膳という流れは、はじめて五位藏人・六位藏人に補任された新藏人でも、またはじめて藏人頭に補されたときでも同じであろう。

院政期になるが、具体例を二つあげよう。まず保安元年(一一二〇)十一月二十九日に藤原頼頼は五位藏人に補任され(『中右記』同日条)、三日後の十二月二日、五位藏人補任の慶びを申した。この日は頼頼の衰日であり、衰日に慶を申すのは好ましくないが、父頼隆の命であえて奏慶した。慶びを申すとき頼頼は、無文の装束を着していた、その後で頼頼に禁色宣旨が下され、宣旨をもらった後に綾装束(禁色装束)を着して吉書を申ししている(『中右記』同日条)。

また久寿二年(一一五五)七月二十三日の近衛天皇崩御、翌日の後白河天皇即位のち、藤原雅頼は八月二十三日に新帝の五位藏人に補され(『兵範記』同日条)、その五日後の

二十八日、鳥羽殿に参入して鳥羽上皇に慶賀を申した。すでに頭弁藤原光頼⁷から禁色宣下を受けていた新藏人雅頼は禁色(麴塵袍)と「赤色下襲、黒半臂、縮線綾表袴」を着用していた。雅頼が平信範に、「今日は『平絹装束』を着て拝賀して、後日、吉日を選んで『禁色』装束を着て吉書奏に奉仕すべきであった。しかし後白河天皇の代始で『公事繁多』だから、新五位藏人の就任儀礼を作法どおり順番にやっているわけには行かない。先例を調べて早めに『禁色宣旨』を出して貰ったので、今日すぐに禁色を着て鳥羽院に拝賀して吉書奏を行った。」と語った(『兵範記』同日条)。五位藏人への禁色宣旨が、天皇から藏人頭を通して下されている。雅頼の発言から、院政期には藏人は禁色宣旨を受けた後、新帝のもとにはなく、まず院のもとに参上して奏慶・吉書奏を行っていることにも注目しなければならない。

『侍中群要』の「第二 禁色宣旨」は、「第一」の「初補」以下の事項の次ぎに位置し、「第二 吉書奏」の前に位置しており、新藏人に与えられる「禁色宣旨」のことを規定したものである。その記事は、「禁色・雑袍宣旨、三人已上書其名下給、三人以下依_レ仰口伝云々、」というものである。雑袍についてはここでは措いておくとして、「禁色宣旨」は、新藏人が三人以上の場合には宣旨書が本人に下されるが、三人以下の場合には仰せをうけた藏人が口頭(口宣)で新藏人に伝えるというのである。宣旨書にせよ口頭にせよ、新藏人本人に禁色を許す場合、本人への通達は、上卿を介することなく天

皇（または摂関）の仰せを上臈藏人が奉る「藏人方宣旨」だったのである。前記した五位藏人藤原雅頼への禁色宣旨を奉じたのは頭弁藤原光頼であった。

この新藏人本人に与える「藏人方宣旨」による「禁色宣旨」と、上卿が左衛門陣座に着し彈正台官人を召して、また左近衛陣座に檢非違使を召して伝達する「禁色宣旨」は区別しなければならぬ。天延二年（九七四）四月十日に藏人頭に補せられて奏慶した源伊陟の場合、一ヶ月近く後の五月八日になつて上卿から彈正台官人・檢非違使に「禁色宣旨」伝達されているが（『天延二年記』）、本人への「禁色宣旨」は補任当日か数日後までには伝達されたはずである。

彈正台は宮門（建春門）・閤門（宣陽門）通過者の非違紀彈を任務としており（『延喜式』「卷四一 彈正台」）、彈正台に「禁色宣旨」が下されるのは、禁色Ⅱ麴塵袍を着た藏人が両門を通過することを認証するものである。後述するように、藏人は勅使として内裏外に参向するとき、麴塵袍Ⅱ青色袍を着用することが多いから、禁色Ⅱ麴塵袍での両門通過が認められるのである。

注目したいのは、『西宮記』「臨時六 侍中事」に「凡藏人等着禁色Ⅱ之意、為給御衣也」とあることである。藏人が禁色を着用することの意味するところは、天皇御衣を下賜されたことにあるというのである。天皇着用の服色で、臣下の着用が許される服色は、青色Ⅱ麴塵袍だけであつたから（『西宮記』「臨時三 衣」に「青色、帝王及公卿以下侍臣、

随便服之」とある）、禁色とは青色Ⅱ麴塵袍だつたことが、このことからわかる。

後述するとおり『侍中群要』「第五 装束藏人事」に藏人は勅使として派遣されるとき、天皇から下された「御直衣」を着用するとある。藏人が天皇から下賜される「禁色」は、御直衣の麴塵袍だったのである。このことから、「禁色宣旨」を受けた新藏人が束帯の表衣として着用する「禁色」も、天皇が着た御直衣の麴塵袍のお下がりであつたことがわかる。藏人の禁色Ⅱ麴塵袍着用は、天皇と藏人との恩寵関係を表象するものである。

なお新藏人（頭）が禁色宣旨を受けたとき、天皇御装束の（ときに摂関の）「下襲・半臂・表袴」が下賜される事例が多く見られる¹⁰。このことから「禁色勅許」を、下襲・半臂・表袴など公卿待遇の服装を許すこと、とする見解がある¹¹。しかし下襲以下の賜与は、御直衣の麴塵袍とセットで下賜される天皇御装束とみなしなければならない。御直衣の麴塵袍がみな同じ色調であるのに対し、下襲以下の御装束の色調は華麗で个性的であつたから、貴族たちの関心の的となり、貴族の日記に特記されたのであろう。

こうしてみると、新藏人は禁色宣旨を受けると「天皇御衣」を下賜され、慶賀を奏した数日後に、下賜された麴塵袍を着て新藏人として初めての天皇への文書奏上、すなわち「吉書奏」を行い、また麴塵袍を着て陪膳奉仕するのである。後述するように、藏人は夕御膳の時は束帯で陪膳するが、朝御膳

は宿衣であった。ということとは、夕御膳の陪膳奉仕は禁色の束帯、朝御膳の陪膳奉仕は禁色の宿衣ということになるだろう。「禁色宣旨」・禁色勅許については、別稿で詳しく論じてい。

新蔵人は、本章冒頭でみたように補された時点で奏慶を行って蔵人としての勤務をはじめが、禁色宣旨を受けて御衣を下賜されるまでは、禁色を着用することは出来ない。禁色宣旨を受けるまでの期間は、位袍の束帯での日中勤務になる。禁色宣旨を受けてあらためて慶賀を奏してはじめて禁色を着用して勤務(文書奏下・陪膳)することになるのである。蔵人補任から禁色宣旨までの期間は、数日からそれ以上である。

③ 新蔵人の儀礼行為における装束と日常勤務における装束

以上みてきた新蔵人の着用する装束は、新蔵人といわれる期間だけの特別な儀礼的な装束とみるべきではなく、その後蔵人としての通常勤務のスタートとして特別なのであって、したがって蔵人としての通常業務においても基本的には新蔵人と同じ装束であったとみななければならない。そこで新蔵人の装束を五位蔵人・六位蔵人の日常勤務の装束として一般化するれば、

(1) 蔵人の参内時・退出時の装束は束帯である。表衣は、摂関期では位袍で、麴塵袍ではなかったと思われる。

(2) 蔵人の日中の御前奉仕の装束は束帯である。禁色宣旨を

受けるまでは位袍、禁色宣旨後の奏慶、吉書奏、御膳陪膳からは麴塵袍である。ただし天皇が麴塵袍を着て御座所にいる場合は、後述するとおり必ず位袍を着る。

(3) 宿直時の装束は宿衣である。

次節では、それぞれの場合について、古記録の記事などの具体例によつて確認しようと思うが、「宿衣」がどういう装束なのかについては、『侍中群要』の記載を含めて検討する。

2 古記録の事例から

① 参内・退出時の装束は束帯である

摂関・院政期の古記録の記事の中で、蔵人が参内する時の装束の記事は少ないが、参内のときは原則として束帯であることが窺える。

例えば『権記』長徳四年(九九八)三月二十八日条に、

暁修法後夜未行之前、家僕等高声稱「乾方焼亡之由」、即著「衣冠」、騎「惟孝馬」、馳「参大内」也、内蔵允宣明

宅強盗入、相戦之間放火也云々(郁芳門北、藍園路東西

宅、)入「自」待賢門「参」上殿上、申「焼亡」処、次申「

行勅計」問「宿侍之人」、彈正大弼白地他行云々、仍招「

集人々」差「遣諸障」、有頃右近衛申「焼亡細糞入」神祇

官西庁瓦屋「焼由」、即奏「事由」、令「仰」檢非違使「

早可「令」撲滅」、追「上」雜人「令」免「其災」云々、仰

云、神祇官災恐奇不「少」、可「令」所司奉「仕御」下「敷」、申

云、御下事早可_レ被_レ仰、…依_二修善結願_一、白地罷出、
…已_レ廻束帶、先_レ參_二近衛殿_一、御病篤危、暫_レ之詣_二左府_一、
依_二御物忌_一於_二門外_一、令_二為義朝臣申_二燒亡事等_一、次
參内、依_レ召參_二御前_一、仰云、

とある。このとき藤原行成は藏人頭である。家僕から内裏がある「乾方」（北西方向）の火事を報ぜられた行成は「衣冠」を着て騎馬で待賢門から参内した。参内途中で出火場所を知った行成は、殿上に参つて焼亡場所を奏し、藏人らを召集して「勅計」、すなわち諸門警衛官人舍人の出仕調査を行わせた。延焼した神祇官は鎮火したが、神祇官が延焼したことを恐れた天皇が御卜をするよう命じたので、その日程を確認したうえで退出した。退出時も「衣冠」であろう。帰宅後、おそらく自宅着の「直衣」に着替えて修法結願に着し、巳刻（午前一〇時ごろ）、「束帶」を着用して近衛殿（外祖母）の危篤を見舞つてから道長邸に行き焼亡について報告し、それから参内して、天皇御前に参つている。近衛殿を見舞うだけなら「直衣」だろうが、その足で参内するから「束帶」を着用したのである。この記事は、内裏焼亡など緊急事態での参内は「衣冠」、通常の参内では「束帶」であることが明瞭に分かる事例である。

四日後の四月二日条でも、行成は近衛殿を見舞つて参内している。すなわち、

早朝小舍人勝清延来、告_二召由_一（頭中将仰云々、令_レ申_下日來提_二携危急之病者_一、不_中参入、今間依_レ有_下可_二見

給_二之事_上、白地罷、到_二蝸舍_一也、只今罷帰見_二病者之体_一、若有_二宜間_一可_二参入_一、…随_レ状為_二参内_一、束帶詣_二近衛殿_一、有_レ頃欲_二参内_一之間、病者綿憊、此間連光告_二頭中将消息_一云、早可_レ参、然而依_二病者已危急_一不_レ能_二参入_一之由、付_二出納允政_一令_レ申、右兵衛佐成房来問、晚景兵部大輔（実成）又来問、左大殿今日始被_二参内_一云々、とある。行成は、近衛殿にいる外祖母の看病のため天皇の召しを断つておそらく「直衣」で近衛殿に参つたが、要用のためいったん近衛殿から自邸に戻り用務を済ませ、病状次第ではすぐに参内できるよう、自邸で束帶に着替えてまた近衛殿に行った。これは、参内が原則束帶であったことを示すものである。

『左経記』から五位藏人・頭弁時代の源経頼の参内記事を見ると、外記政のために外記庁に参入したり、結政のために外記庁南の結政所に参入したあとで、そのまま参内して陣申文に参仕することが多い。例えば長和五年（一〇一六）三月十一日条の「参_二結政所_一、（無_レ政、）次_二参_レ陣_一」、同年六月二十日条「参_二結政所_一、有_レ政、（上侍從中納言、）事_二了_レ参_レ陣_一、」などである。外記政・結政での装束は、上卿・参議以下、弁・史・少納言・外記から史生・官掌・使部にいたるまで、全員、位袍の束帶であった。『年中行事絵巻』「外記政」の場面では参加者全員が束帶を着しており、『結政初参記』に「剋限以前着_二束帶_一、」とあるとおりである。したがって、五位藏人弁・頭弁であった経頼は、外記政・結政のあと参内する場合、日

記には書いていないが、当然、位袍の束帯であった。

以上から藏人は原則として位袍の束帯で参内するが、特別の事情(例えば火事)がある場合に衣冠姿で参内することもある。とみてよい。

こうしてみると摂関期の藏人頭・藏人が「参内」のとき、特別の事情がない限り、装束について日記にとくに記述していないのは、本来の参内装束である位袍の「束帯」で参内していたからである。退出時も同様である。

院政期の藏人・藏人頭の参内装束についても、明記する記事はあまりない。しかし『時信記』天承元年(一一三一)十二月二十二日条に、「頭中将参上於弓場申慶賀、…早退出着禁色 帰参之後、可_レ従_レ事也、件官旨藏人少将被下了、…深更頭中将帰参被_レ奏吉書、」とあり、禁色宣旨を受けた新藏人頭藤原公教が、いったん退出して「禁色」装束に着替えて帰参し、吉書奏を行ったことがみえる。院政期には藏人頭は、禁色宣旨を受けると「禁色」≡麴塵袍を着て参内するようになっていたようである。

②藏人の日中の御前奉仕の装束は束帯である

寛平二年(八九〇)制定の藏人式では「装束乱猥」の禁制が規定されており、「昼時」に「夜装束」や「褻服」を着用すること、乱髪でいることに禁遏を加え、違犯者は追却するとしている(『侍中群要』「第一 藏人式」)。夜装束は後述のとおり五位藏人・六位藏人では宿衣(衣冠)だが、一般的に

普段着を指す「褻服」は藏人頭の直衣のことだと思われる(たとえば『小右記』寛弘八年(一一一一)七月二十二日条「皆着鈍色」、就中内大臣着深鈍色、若是依褻装束、_レ直衣、)。藏人の昼間の御前奉仕の服装は束帯だったことがここでもわかる。

『春記』長暦二年(一〇三八)十月二十九日条に、

今日初有_レ雪、而即銷畢、今日臨時祭定也、未時許束帯参御前、定_二申臨時祭雜事等_一、(去夜申_二請闕白_一、今日所_二定申_一也、)畢(其儀在_二別記_一)、退下、…此丑時許窃盗入_二台盤所_一、引取_二女房衣_一(右近掛衣四領云々)逃去畢云々、予即参_二上御前_一、有_二驚思食事等_一、太以不_レ便事也、令_二藏人并滝口等_一令_レ索_二所々_一、而已無_レ跡云々、是女官等同意所_レ候歟、不_レ知_二其真偽_一、即奏_二事由_一、行_二勅計_一、各差_二分侍臣等_一、令_レ計_二諸陣官人等_一候否等、或云、各書_二交名_一可_レ奏者、而御_二夜大殿_一之間、奏_二文書_一如何、只以_二口宣_一可_レ令_レ奏歟、予所_レ思者此度勅計必有_レ事、各被_レ召_二問直官人等_一歟、仍書_二交名_一、未明奏_二之宜歟_一、仍随_二其事_一而已、又便奏_二事由_一、令_レ取_二初雪見参_一、諸陣見参同用_二勅計_一、只今取_二女官等見参_一也、仰_二藏人範基_一令_レ取也、或有_二取_二侍臣_一带刀陣女房等見参_一之例、而近代不_レ見、仍不_レ令_レ取云々、又窃盗事以_二藏人憲輔_一有_レ被_レ仰_二闕白_一之事也、又諸陣見参等令_二藏人章経覽_一闕白殿_一已畢、

とある。頭中将藤原資房は前夜から内御物忌のため宿直して

いた（同二十八日条）。未時（午後二時ごろ）に、束帯を着用して御前に参上し、十一月下酉日を祭日とする賀茂臨時祭の雑事（使の人選、摺袴を奉仕する公卿以下の人選、調案、略料など。『西宮記』恒例第三 十一月）について定申した。賀茂臨時祭定は藏人頭が御前で行うものであったが（同上）、藏人頭が御前定を行うとき束帯だったのである。

資房が御前定を行った半日前の丑時（午前二時ごろ）、台盤所に窃盗が入り女房衣を奪つて逃去したというので、殿上間で宿直していたであろう資房は、おそらく宿衣のまままたちに天皇御前に参上して天皇に安否を尋ねるとともに、藏人や瀧口に命じて探索させ、殿上人を分担保遣して諸陣官人の警衛状況を確認させた（「勅計」）。そのあとすぐに初雪見参を奏聞するため藏人範基に命じて諸陣・女官らの見参を取らせ、火災時同様に諸陣官人の警衛状況を確認させた（「勅計」）。天皇寝所近くで起こった深夜の窃盗事件。取るものも取りあえず天皇御前に駆けつけた藏人頭資房は、当然ながら宿衣のままだった。束帯に着替える猶予などあろうはずがない。緊急事態では藏人頭は宿衣のまま御前に参上してよかつたのである。資房はそのあと、早朝の初雪見参までは宿衣を着ており、さらにそのあと束帯に着替えて、未時に天皇御前で賀茂臨時祭定を行ったのであった。

ただし、ここで資房が着ている束帯が位袍なのか麴塵袍なのかは、記事からはわからない。天皇が麴塵袍なら位袍、天皇が白色・赤色なら麴塵袍か、あるいは御前定であることが

服色と関係するか、さらに検討しなければならない。

以上、わずかの事例だけであったが、藏人が自邸から束帯（位袍）で参内する場合は、そのまま天皇御前に参つて奏聞・奉勅の仕事を行い（藏人頭の場合、御前定も）、前日に宿衣で宿直した場合は、翌日午前中、朝干飯膳の陪膳など宿衣での奉仕を終えたら宿所で束帯（天皇の服色に応じて位袍か麴塵袍）に着替えて天皇御前で奏聞・奉勅の仕事を行い、夜御膳奉仕のあと宿衣に着替えて宿直に就いたのである。

③宿直時の装束は宿衣である

宿直時、藏人が宿装束（宿衣）を着用したことは、前記『侍中群要』の記事によって明らかである。

これまで「宿衣」についてどのように理解されてきたかみてみよう。

『角川古語大辞典』には「平安時代、貴族が宮中に宿直するときに着る装束の意で、略式の朝服に用いられた衣冠にはほぼ同じ。…もと宿直用の装束であったのが、平安中期から宿直のほかに、宮中への出仕や、公の場での略式の装束として用いられることが多くなっていた。宿直装束の表着は位袍がふつうであるが、雑袍を聴された人々の場合には直衣を着たと考えられ、…殿上人の宿直装束に直衣の場合もあることを示す。」とあり、『日本国語大辞典』は宿装束を「宮中に於て警衛守護の目的で夜を過ぐす時に身につける衣服。略式の衣冠と直衣」と説明する。辞書には藏人の宿装束については

とくに触れていないが、宿装束は本来は衣冠、雑袍勅許を得た者は直衣というのが、辞書的理解とみてよからう。

服飾史の概説書の中でも、「衣冠」について、たとえば「参朝用の束帯の略装で、束帯を昼装束と称したのに対して、もっぱら宿直装束に属したことから、宿衣ともいう」⁽¹⁶⁾、「宮中に宿直する時の装束であり、そのために宿衣ともいった」⁽¹⁷⁾、「本来宿直の際の装束であり、束帯の昼装束に対して宿直装束と称される」⁽¹⁸⁾、など、「衣冠」を宿装束とするものが多い。

このようななか、中井氏は「枕草子」の用例を分析して、「当時の殿上の宿直姿は、五位以上の藏人・殿上人については直衣の着用が一般的であり、彼らの立場を象徴する服装でもあった一方で、六位には直衣は許されず」とし、藏人頭・五位藏人と殿上人は宿直する時直衣を着用すると指摘されている。また、「十世紀後半には(位)袍を用いた「宿衣」と直衣の両方が宿衣・宿装束と呼ばれた」とする一方で、「雑袍宣言は主に宿直における直衣着用を許可するために下されていた」⁽²⁰⁾とも論じられている。このように中井氏は宿衣を直衣と衣冠とされているのであるが、史料上で「直衣」と「宿衣」が並列されている場合の「宿衣」を、中井氏は「衣冠」と推定されている⁽²¹⁾。

ところで、『侍中群要』「第一 初参」に「凡新藏人初参以後及数日…随貫首及上臈藏人氣色、当番日朝候、(布袴) (両三日後) 漸以着宿衣」⁽²²⁾とあり、その割注に「件事上代不然云々、只近代一臈与奪免宿衣云々、又被免宿衣後、

数日布袴云々、更未聞事等也、」とある。「朝候」とは、「急速奏文」(飛駅・馳駅・天文密奏など)があったときに備えて六位藏人が結番して早朝に御前に祇候することであり、そのときの装束は本来「布袴」であった(『侍中群要』「第三朝候」)。しかし「近代」では新藏人は、一臈(六位藏人の上首)の指示で宿衣着用が許されたら、その後数日を「布袴」で朝候に勤仕すればそれからは「宿衣」で朝候に勤仕してよい、とある。また「第一 日給事」に「参籠御物忌之人、
：新藏人未_レ被_レ免宿装束以前、束帯参籠」とある。参籠は藏人頭・五位藏人・六位藏人みな対象となるから、この場合の新藏人は藏人頭・五位藏人・六位藏人であり、「宿装束」を許されるまでの数日間には「束帯」で参籠することになってきたことがわかる。『侍中群要』には五位藏人・六位藏人の「宿衣」がどういう装束を指すか明示していないが、上記のことから、宿装束が許されるまで暫定的に朝候に奉仕する時に着用する「布袴」、同じく宿装束が許されるまで参籠で着用する「束帯」は、「宿衣」には含まれないことがわかる。すなわち、藏人の「宿衣」「宿装束」は「束帯」でもなく「布袴」でもない。殿上で着用することが認められうる、「束帯」「布袴」とは異なる装束といえは、「直衣」と「衣冠」の他にはない。「宿衣」「宿装束」とは、中井氏の指摘のとおり、直衣と衣冠のことだったのである。

藏人頭の宿装束が直衣であったことは、『侍中群要』「第五装束藏人事」の「更衣之後著宿袍、貫首被_レ著直衣、一

藤著「宿衣」後、六位著^レ之、」の記事からわかる。四月の更衣のあと蔵人は夏用の「宿袍」を着用するが、蔵人頭が着る「宿袍」は直衣であり、一蔵蔵人が直衣とは異なる「宿袍」である。「宿衣」を着用したあと、他の六位蔵人は同じく「宿衣」を着する、というのである。蔵人頭の宿装束^ニ「宿袍」が直衣であることが端的に書かれてある。一蔵とは、六位蔵人の上首を指し、ここから六位蔵人の宿衣が、直衣とは異なる宿装束、すなわち「衣冠」であると推定されるのであるが、この記事からは五位蔵人の宿衣が何なのか、直衣なのか衣冠なのか、はわからない。中井氏のいわれるように、五位蔵人は直衣なのだろうか。

記録でも蔵人頭の宿装束が直衣であったことが確認できる。『時信記』天承元年（一一三一）十二月二十二日条に「此間頭弁着^ニ直衣^一（綾、被^ニ参内^一上^ニ宿鬼間^一、」とあり、この日、新頭弁源師俊が綾の直衣を着用して参内し、鬼間に宿直したことがみえる。

中井氏は、先の引用文のように、五位蔵人の宿装束も直衣とみておられる。しかし、中井氏が指摘されていた「雑袍宣旨は主に宿直における直衣着用を許可するために下された^②た」という指摘にしたがうなら、五位蔵人の宿装束を直衣とする点には疑問が残る。

たとえば『殿暦』康和四年（一一〇二）正月十九日条に「師重雑袍之宣旨并五位蔵人頭国・六位蔵人宗章禁色を被^レ免云々、」とあり、直前まで五位蔵人で十五日に還殿上を聴さ

れた源師重に雑袍宣旨が、同じく十五日に新五位蔵人となった源頭国と六位蔵人になった高階宗章に禁色宣旨が下された。五位蔵人が直衣着用を許されるなら、雑袍宣旨をもらっていないが、新五位蔵人頭国は雑袍宣旨を受けていない。また『小右記』寛弘八年（一一〇一）七月二十四日条に「晩頭々馬頭（藤原通任）来云、昨日被^レ下^ニ禁色・雑袍宣旨^一、即着^ニ禁色^一、左相府下襲・表袴者」とある。蔵人頭藤原通任が禁色・雑袍宣旨を下されたのですぐに禁色を着たが、下襲と表袴は左大臣道長から賜与された、というのである。すなわち蔵人頭は雑袍宣旨を受けていたのであり、五位蔵人が直衣着用が認められるなら雑袍宣旨を受けなければならぬ。しかし五位蔵人は、原則、雑袍宣旨を受けることはなく、したがって宿装束として直衣着用することはなかったとみなければならぬ。『侍中群要』に頻出する蔵人の「宿衣」は「衣冠」であり、それを着用するのは五位蔵人・六位蔵人だったのである。

以上、迂遠な記述になってしまったが、蔵人が着用する宿装束についてまとめると、蔵人頭は直衣、五位蔵人・六位蔵人は宿衣^ニ衣冠^一であったことが明らかになった。この場合、蔵人頭の直衣の服色は位色・青色に限定されない「雑袍」だが、五位蔵人・六位蔵人の衣冠の位袍と青色袍との使い分けの基準はよくわからない。各蔵人の任意だったのかもしれないが、天皇が麴塵^ニ青色^一を着て御座所にいたなら、位袍でなければならぬ。

藏人が着用する麴塵袍は「禁色宣旨」によって勅許され、

藏人頭が着用する宿装束Ⅱ直衣は「雑袍宣旨」で勅許されたのであるが、それでは五位藏人・六位藏人の宿装束Ⅱ衣冠の着用は、どうだったのだろうか。このことについては、前掲

『侍中群要』「第一 初参」の記事「近代一藁与奪免Ⅱ宿衣」
「被_レ免Ⅱ宿衣 後、数日布袴」、同「第一 日給事」の記事「新藏人未_レ被_レ免Ⅱ宿装束 以前、束带参籠」に注目したい。「近代」になると六位新藏人は一藁六位藏人の与奪Ⅱ指図で宿衣Ⅱ衣冠着用が許されるという。それ以前は一藁藏人の与奪によつてではなく、藏人頭の与奪によつて宿衣が許されていたと推察される。また「未_レ被_レ免Ⅱ宿装束 以前、束带参籠」とあるとおり、奏慶即日に許されるとは限らず、「禁色宣旨」と同様に数日の間隔があつたようだ。五位新藏人も同様であつたと考えてよからう。すなわち五位藏人・六位藏人の宿衣着用も許可が必要ではあつたが、天皇の「宣旨」で許されるのではなく、藏人頭または上藁藏人の与奪によつていたのである。本章冒頭に引用した『侍中群要』「第一 藏人初参事」の「今夜若有Ⅱ宿侍、随Ⅱ上藁指示」、著「宿衣 即可_レ昇、」の記事は、新藏人が奏慶即日に宿衣着用が許される場合であり、「上藁藏人」の「指示」で許されたとする。

なお天皇御物忌に藏人が宿衣で参籠するとき、把笏带剣することになつていた（「第一 日給事」）。すなわち御物忌のとき以外は把笏带剣しないのが原則であつたということである。一般に直衣・衣冠着用時には笏ではなく扇を持つた。

二 藏人の日常勤務と着替え

1 日中行事

前章での検討を踏まえて、本章では藏人の日中行事における装束を詳しくみていこう。『侍中群要』（第一・第二・第四・第五）・『西宮記』（臨時六 侍中事 日中行事関係）によれば、藏人の毎日のルーティン業務（日中行事）は、宿直あけから天皇の朝御膳まで、朝御膳から夕御膳を撤するまで、夕御膳を撤してから宿直あけまでと三つの時間帯に分けてとらえることができる。

このルーティン業務を藏人がどの装束で行つたかみていく。まず宿直あけの辰一刻（午前七時）、藏人は格子を上げ、昼御座を鋪設し、小蓐を上げ、殿上御椅子の覆いを取り、殿司女孺に御所と御物の埃を払い拭かせる。御物忌の時は格子を上げず御簾を垂らし物忌札を付けるなどの御物忌のしつらえをする。このときの装束は、『侍中群要』「第一 上格子事」には書かれていないが、前章の『侍中群要』「第一 藏人初参事」の検討から、宿直あけの者は宿装束である。早朝束帯で参内したものは束帯のまま奉仕した。

『侍中群要』には見えないが、起床した天皇が洗顔・手洗いで朝干飯膳の巳刻（午前九時ごろ）に、清涼殿西廂の「朝干飯間」に敷かれた「畳」に座つて飯を食すとき、陪膳する藏人（頭）は宿衣であつた。

宿直後の殿上人・藏人は、朝干飯膳に陪膳する巳刻より前

に、宿衣のまま殿上間で「朝大盤」に着き、御厨子所から提供された天皇御飯のお下がりで朝食を摂る。「殿上飯」が「疎悪不法之時」は、藏人が「大炊寮官人」を藏人所に呼び出して譴責するのであるが、そのときの服色をとくに「青色」と明記している（『侍中群要』「第四 大盤間事」）。已刻以前だから宿直あけの殿上人・藏人はたいてい「宿衣」であり、大炊寮官人を譴責する藏人の服色は「青色」袍の宿衣だった。天皇の恩寵による特権的地位であることを天皇下賜の「青色」（禁色）によって地下官人に印象づけるのである。

天皇は朝干飯膳を摂ったあと、鋪設がすすんでいる昼御座に着御する。『春記』長暦四年（一〇四〇）八月十五日条では、前日（宿衣で）宿直した藏人頭資房は、天皇の「御手水并朝干飯陪膳」の奉仕が終わって宿所に「退下」したが、内大臣教通が奏聞したいことがあると権左中弁義忠が告げたので、資房はすぐに束帯に着替えて殿上に参上し、内大臣から奏聞を託されている。束帯を着た資房は昼御座に着する天皇の御前に進んで内大臣奏を奏上するのである。

午一刻（午前十一時）に当番の殿上人・藏人が朝御膳を供す。このときまでに藏人はみな束帯を着装しておかなければならない。ただし新藏人は早朝から束帯でなければならぬ（『侍中群要』「第五 可着装束事」）。朝御膳後になってもなお宿衣を着用している藏人は昇殿（清涼殿内を往反）してはいけない。宿衣で御前に祇候して宿衣のままだった藏人は、朝御膳の刻限午一刻になったら、こっそり「閑道」（裏道）

から宿所に退下し（束帯に着替えて昇殿し）なければならぬ（『侍中群要』「第五 進退往反事」）。上記の長暦四年八月十五日の場合、藏人頭資房が内大臣教通の奏聞を取り次ぐため午一点よりだいたい前に束帯に着替えたから、五位藏人・六位藏人は、前章で論じたように、資房に合わせて束帯に着替えなければならなかった。

酉一刻（午後五時）に夕御膳を供す。夕御膳を撤するまでは宿衣で昇殿してはいけない。藏人は夕御膳後に宿所で宿衣に着替え昇殿してよい（『侍中群要』「第五 礼節」）。ただし、新藏人・下薦藏人は藏人頭・上薦藏人が夕御膳後も束帯を着用していたら、宿衣で昇殿してはいけない。

夕御膳のちに宿直する殿上人・藏人は、おそらく宿衣に着替えてから「夕大盤」に着くが、夕御膳のお下がりはない。「夜候料」（宿直用の夜食だろう）にするためである（『侍中群要』「第四 大盤間事」）。「青色」を着て「疎悪」を譴責するのは、「朝大盤」と同じである。

戌一刻（午後七時）に藏人は格子を下げ、昼御座を撤去する。天皇はそれまでに奥向きの間（台盤所・朝餉間など）に入御することになる。藏人は、亥一刻（午後九時）に殿上人の名対面、瀧口武士の名対面を行うが、これらの奉仕は夕御膳後のことであるから、藏人はいったん宿所に退下して宿装束に着替え、前記した「夕大盤」で夕食を摂ってから奉仕したことになる。ただし左近衛陣座で行われる陣申文や陣定が深更に及んだときは、藏人は御所の格子を下ろさず、束帯の

ままでないかなければならなかった(『侍中群要』「第五 進退往反事」)。藏人が上卿に召されて陣に参るときは束帯でなければならなかったからである(『侍中群要』「第二 出陣事」)。

天皇が夜御殿で就寝するとき、鬼の間に参宿(「上宿」)する藏人は、宿装束の表衣だけ脱いで冠を着けたまま宿侍する(『侍中群要』「第四 上宿事」)。

日中行事に奉仕する藏人が束帯の袍を位袍にするか麴塵袍(青色) 袍にするかは、天皇の服色で決まる。天皇が麴塵袍を着て昼御座に着御している場合、藏人は位袍でなければならぬが、天皇が麴塵袍を着ていない場合は、位袍にするか麴塵袍にするかは藏人の任意であったと推察される。

2 御前召と奏聞・宣下

藏人は、日中・夜間を問わず天皇から呼び出される。『侍中群要』では「第四 御前召事」とある。日中は束帯を着用しているから、束帯で御前に参向して奏聞し、勅命を受けて、撰関や陣座にいる上卿に宣下する。撰関が内裏直廬に居たり、上卿が陣座に居る場合、藏人は撰関直廬や陣座に参向して宣下する。そのさいの装束は束帯である。事例を二つ挙げておこう。一つは『春記』長暦二年(一〇三八)十一月一日条の「早旦束帯参御前、申承雄事」之次、奏去夜事等、有被仰事、不違記、了退」である。宿衣で宿直した藏人頭資房は早朝、束帯に着替えて御前に参って、天皇に種々の事柄について奏上し天皇から仰せを受けた。そのとき天皇は

前日の火災について自身の気持ちを資房に語った。藏人(頭)の日常的御前奉仕を典型的に示す記事である。もう一つは、同長暦四年(一〇四〇)九月十五日条の「巳時許内府被奏」一夜定文、神鏡事左大弁経輔所書也、在別目錄、予即束帯先覽、関白、命云、早可奏聞者、即奏事由、留御所了」である。巳時(午前一〇時ごろ)、内大臣教通が密々に奏上してきた先日十二日の神鏡焼亡に関する御前定の定文を受け取った藏人頭資房は、すぐに宿衣から束帯に着替えて関白頼通に内覧し、直ちに関白の指示により天皇に奏上している。

この二例は、藏人が天皇に撰関・公卿(上卿)・殿上人・諸司所々・女官との間にたつて奏聞・勅命(仰せ)を取り次ぐ場合、奏書する時は一般的に束帯を着用することになっていたことと符合している(『侍中群要』「第二 奏書事」)。位袍を着るか麴塵袍を着るかは、前述の通り、天皇の服色によって決まる。

それでは夜間の奏聞は束帯だったのか、それとも宿衣でよかったのか、確かめてみよう。

『春記』長暦四年(一〇四〇)九月二十一日条に、少時時親、孝秀卜申云、御惱無殊事、但御惡治、身上邪氣、加崇云々、予先経内覧、次伝申仰旨、御心地今日宜也、命云、御卜無殊事、早可奏聞他事等承之者、即奏之、御卜文以定房、令奏、予依宿衣也、とある。同日午刻(正午ごろ)、藏人頭資房が後朱雀天皇の

病気が祟りによるとの陰陽師の御卜を関白頼通に内覧したところ、関白は、御卜は重視する必要はない、天皇の病状はたいしたことはない、天皇下問の雑事については了解したと奏聞するよう命じた。資房は天皇に雑事については自ら奏上したが、御卜文は五位藏人藤原定房に奏上させた。「予依「宿衣」也」という理由であった。資房は、午刻にはまだ宿衣だったので、宿衣のまま関白に内覧し、宿衣のまま天皇に雑事を奏上したのであったが、天皇に関わる御卜＝大事については、東帯を着た五位藏人に奏上を委ねたのであった。

すなわち、藏人が宿衣着用時間帯に天皇に奏聞するとき、通常の奏聞については、「宿衣」のままでよかったのである。

『侍中群要』第七「天文密奏」には「博士早旦参者、藏人不_レ堪_二束帯_一、乍_二布袴_一取_二文挟_一奏之、如_二朝候之次_一也」とあり、天文密奏の場合、朝早い時間に限って、束帯を着用せず、先述した「朝候」の場合に準じて「布袴」で奏聞してもいいことになっていた。束帯に着替えるのは時間がかかるため、「凡早可_レ備_二叡覽_一之故也」とあるように、天皇に緊急に密奏を御覧するためである。宿衣のままではなく布袴に着替えていることが興味深い。

以上、平安中・後期の藏人は天皇御前で奏聞し仰せを受けるとい、また定申すさい、日中は束帯を着用して行ったが、宿衣着用時間帯は通常の奏聞については宿衣のままで差し支えなかったのである。

3 参陣

藏人が陣座に参向する時の装束について、『侍中群要』「第三 出陣事」に「官人来_二殿上前_一、告_下上卿召_二藏人_一之由_上、自_二殿上階下_一、与_二官人_一共歩、分_二於左青璅門下_一待_レ召、(若未_二束帯_一、暫留_二彼官人_一、装束了相共参向了)、官人申_二於藏人候由_上於上卿、次召矣、官人来_而告_レ召」とある。陣官が殿上の前に来て、上卿が藏人を呼んでいると告げると、藏人は殿上から下りて、陣官とともに陣に行き左青璅門の下で上卿の召を待つのだが、まだ束帯に着替えていないときは陣官を待たせて束帯に着替えてから、陣官とともに陣に行くのである。藏人が束帯を着て天皇に奉仕していたならそのまま陣に参向し、宿衣(直衣・衣冠)を着ていたら、束帯に着替えて参向するのである。

『春記』長暦三年(一〇三九)十一月二十八日条の記事に、「午時許四条中納言参人、予即束帯参_二御前_一、奏_二中納言参入之由_一、仰云、早可_レ仰者、予向_二陣頭_一仰_レ之了、」とある。午時(正午ごろ)、大祓日時定の上卿を勤める四条中納言藤原定頼の陣座参人を陣官が藏人頭資房に告げた。資房は、すぐに束帯に着替えて御前に参上して天皇に定頼参人を奏上し、天皇の仰せを受けて陣頭に行つて定頼に日時定を行うよう命じた。日中の藏人頭の装束が束帯であるのは当然なのだが、ここで資房が束帯と明記しているのは、宿直した藏人が宿衣から束帯に着替える刻限は天皇が朝御膳を食す午一点までであることと、陣頭に参上するときは束帯という上記の規

定が重なっていることを意識して、急ぎ東帯に着替えたからであろう。

陣座は公卿が陣定・陣申文など太政官政務を行う場であり、政務のないときは公卿がくつろぎ談話する場でもあった。陣定・陣申文では弁・史ら太政官事務官が指示を受けたり資料を提出したりする。公卿も弁・史も公服である位袍の東帯を着ている。太政官政務の場である陣に藏人が上卿から呼び出されて(奏聞のため)参向するとき、藏人は東帯でなければならなかった。宿衣(直衣・衣冠)で陣座に参向してはいけなかったのである。夜間、藏人が宿衣から東帯に着替えて参陣しなければならなかったのは、陣が太政官の政務の場であつたからであり、天皇と上卿との連絡役である藏人は太政官政務に関わるからこそ、参陣するときは昼夜を分かつたず東帯でなければならなかったのである。

その際藏人が着用する東帯は位袍なのか禁色(青色^{II}麴塵)なのか、どちらの場合もありえたのか検討する必要がある。上卿から呼ばれて参陣する場合と、天皇の勅旨を伝える(あるいは上卿を天皇御前に召す)勅使として参陣する場合で、異なるかもしれない。後述する「御齋会召」(右近衛陣にいる公卿たちを内論議に召す)では諸卿を召す藏人は麴塵^{II}青色を着ることになっており、勅使の場合は麴塵袍、上卿から呼び出された場合は太政官政務への参入という点で位袍だったかもしれない。

4 服装の着替え

以上の内容から、藏人は日常勤務の時間帯により、勤務の内容により、違う服装を着用することが分かった。宿衣から東帯、東帯から宿衣への着替えは直廬^{II}宿所において行われた。前掲『春記』長暦二年(一〇三八)十月二十九日条は宿衣から東帯への着替えの例であるが、他の例として『小右記』寛仁元年(一〇一七)十一月九日条をあげておく。

今日巳二点、被^レ立三七社奉幣使、(折^下幸^二賀茂一日無^三風雨霜雪一之事上^也)、余承^三行此事一、仍早参、(辰剋)只外記国儀侍^二陣頭一、問^二大内記義忠朝臣参^一、申云、未^二参入一、召遣了者、仰^下使々刻限以前可^レ令^レ催^二参^一之^上、由^上、其後大外記文義朝臣参入、仰^下可^レ催^二使々一之事上、左少弁経頼朝臣籠^二候御物忌^三云々、差^二随身^一呼遣、随身云、不^二東帯^一候^二殿上^一、経営退^三下宿所^一東帯者、不^レ移^二时剋^一来、

藏人弁(左少弁)源経頼は賀茂行幸の安全祈願のための七社奉幣使の一人に選ばれていたが、この日は経頼が天皇の物忌のため、前夜から宿衣で参籠していたので、辰刻(午前八時ごろ)になつてもまだ東帯に着替えず宿衣を着たま殿上に居た。上卿大納言実資は使々を巳二点(午前九時半ごろ)の刻限以前に召集しようとしたので、経頼の参籠を知っていた実資は隨身に命じて呼びに行かせた。刻限よりも「一刻」(二時間)もはやく呼び出されて驚いた経頼は、実資隨身に、急いで「宿所」で東帯に着替えて参上すると言付けし、時を移

さず着替えて参上した。実資も経頼が着替えていないと予想しており、経頼もまだ時間はあると思つて宿衣姿でのんびり殿上に祇候していたのである。

『春記』長久元年（一〇四〇）十一月二十二日条に賀茂臨時祭の舞人陪従への装束賜与の記事がある。

賀茂臨時祭日也、未明参上、主上先_レ是御坐之、於_二台盤所_一御覽也、舞人陪従装束等懸_レ亘如_レ例、_{（自_二南渡殿_一到_二北廊_一引_レ綱懸_レ之、件綱召_二馬寮_一云々、）}舞人四五人参入、即賜_二装束_一、其外不_二参入_一、各以_レ使請_二装束_一、仍給_レ了、此事奇怪也、舞人陪従参入賜_レ之、古今之例事也、殿上人自_二去夜_一宿候者也、而如_レ之、是近年之例也、猶可_レ被_二戒仰_一事也、公事之凌遲在_二如_レ此之事_一歟、予即退下着_二束帯_一又参上、仰_二藏人_一令_レ奉_二仕御装束御襖御座_一也、

藏人頭資房は未明に御前に参上した（宿直していた資房は宿衣を着用していた）。天皇から下賜する舞人の装束を、参上した舞人に渡した後に行ったん宿所に退下した。束帯に着替えてまた参上して、藏人に命じて臨時祭で天皇の御襖の御座の舗設を行わせた。天皇が位袍（黄櫨染）の束帯で出御して行かう御襖では藏人頭が陪膳し、五位藏人が益供したから（『江家次第』「巻第十 十一月 賀茂臨時祭」）、資房は束帯で御襖陪膳を担当したことになる。

以上、藏人は日常勤務を、時間帯により装束を着替えて行っており、宿衣から束帯、束帯から宿衣への着替えは直廬_二宿

所において行っていたことを明らかにした。前稿でみたように、藏人頭の宿所は校書殿の西に位置する「藏人所町屋」北廂、五位藏人・六位藏人の宿所は、「堂舎」南面と西面とするが、「内裡図」には「藏人所町屋」に「藏人宿屋」の記載がある。²⁷⁾

三 勅使としての服装

藏人は天皇の使者として院宮諸社諸家諸国など所々に遣わされる。そのさい藏人はどのような服装を着用するのだろうか。「侍中群要」を中心にみてみよう。

①御書使

『侍中群要』「第八 御書使事」に天皇が院宮諸臣に御書を賜う場合、御書使_二勅使_一に指名された藏人は直廬で理髪し「衣服」を整え、乗車して相手（本家）の邸宅に参上して御書を献上する。禄が与えられたら庭に下りて再拜し、帰参して返書を天皇に献じる。御書使に指名された藏人が整える「衣服」は、「雖_二陣中_一必着_二装束_一」とある。ここでいう装束は「束帯」を指し、派遣先が陣中_二内裏内_一の場合でも、必ず束帯を着るということだから、藏人が内裏内で宿衣を着用している時間帯でも束帯に着替えて使者の役を務めるということである。

例えば、『春記』長暦二年（一〇三八）九月二十五日条に、巳時許右少将資綱朝臣為_二御書使_一参入、_{（着_二束帯_一、小}

舍人一人持_レ御書、昨日午時給_レ御書、同日亥時着_レ此所云々、御前敷_レ茵等、即進_レ奉御書、有_レ酒肴、又被_レ奉_レ銀透餌袋、其中入金菓子等云々、予取伝_レ奉御簾中、小時自_レ御簾中、給_レ勅使禄之次、給_レ御返事、(女装束一襲、)小舍人給_レ疋絹了、此間寄_レ御興了、

とある。記主藤原資房は藏人頭、斎王(良子内親王)群行に随行していた。右少将源資綱が御書使(勅使)として束帯を着て「此所」(甲賀頓宮)に参入し、斎王に御書を奉呈した。

資房が取り次いで斎王御簾中に奉っている。資綱は藏人ではなく殿上人であるが、藏人も同様に理解してよいだろう。彼は伊賀頓宮までは騎馬で「衣冠」だったと思われるが、頓宮に到着して「束帯」に着替えたのであろう。

また「小右記」永延三年(九八九)正月二十三日条に、

遅明参_レ般若寺、相_レ遇義藏師聊有_レ相事、退帰之途中有_レ院召、即参入、仰云、当年院分受領可_レ給_レ判官代(源)重文、(源)国举已為_レ上臈、而無_レ事勤之由、重文居_レ当職兼致_レ事勤、以此由可_レ示_レ撰政者、又有_レ御書、帰篁之後束帯参_レ撰政殿、奉_レ御書次申_レ御消息云、被_レ献_レ御報、又被_レ申_レ奉_レ仰之由、廻帰参奏聞、

とある。記主藤原実資は藏人頭・円融院別当。実資は私用で大和般若寺に参つた帰途、院召によって院参し(着衣は直衣だろう)、院から院分受領の推挙を撰政兼家に申し入れるよ

う命じられるとともに、撰政宛ての「御書」を託された。実資は帰宅して「束帯」に着替えて、撰政殿に参入した。天皇の御書ではなく円融院の御書であるが、院参の際には着替えず、院「御書」を撰政に奉呈するとき「束帯」に着替えていることが興味深い。天皇「御書使」の束帯が位袍だったのか、麴塵袍だったのか、実例からは確認できていないが、天皇が麴塵袍を着ていないときに命じられた場合は、後述するように麴塵であったと思われる。天皇麴塵の場合は、位袍である。

②諸使

『侍中群要』「第八 諸使事」には「唐物使」以下五〇の勅使が挙げられているが、発遣される使には多く殿上人・近衛将・内侍・藏人所・瀧口らが指定されており、藏人が指定されているのは唐物使(近代藏人已下)・八十島使(典侍・藏人)・遷内侍所神使(五位藏人)・祈雨使(六位藏人)・納宜陽殿御物使(近衛将・藏人)・女御更衣養産使(藏人)などに限られる。藏人が使とならないのに立項されているのは、諸使の発遣に関わるからであらう。装束について記していないのは、藏人が発遣されるすべての勅使の装束が、内裏勤務の延長であって、位袍の束帯か青色の束帯のいずれかであったからであらう。

六位藏人が勅使として大和国丹生・河上両社に発遣される祈雨使の場合、『侍中群要』「第八 祈雨使事」に、

藏人発_レ向大和国丹生河上雨師社、上卿着_レ陣座、召_レ勅使_レ給_レ宣命、(有官把笏耳、)給了罷出、滝口小舍人

等相從之、路次供給、藏人往還之間給_二上日_一如_レ恒、とある。陣座で上卿から宣命を受けるが、そのときは「把笏」するとあるから束帯である。

神前で宣命を読み奉幣するときも「束帯」である。後述のとおり、通常は麴塵袍であった。出立から到着まで騎馬で行く路次の服装は他の場合から「衣冠」である。

③ 蘇甘栗使

『侍中群要』「第八 蘇・甘栗使事」の部分に、「大臣家大饗内藏人奉_レ仰召_二仰出納_一、令_レ調_二蘇・甘栗等_一、_レ在所_一、蘇四壺・粟十六籠、各人_二折櫛一合_一、_レ合_二合也_一、_レ置_二土高坏_一、_レ藏人束帯_一著_二麴塵袍_一、_レ向_二彼家_一、入_二立便所_一、」とある。

大臣大饗の際に、藏人は天皇の命令をうけて大臣に下賜するが、その時藏人は束帯を着用し、表衣は位袍ではなく、麴塵袍を着用するのである。

『西宮記』「恒例第一 正月 蘇甘栗事」では、蘇甘栗使は「青色」を着用する、とある。

実例をみると、例えば、『長秋記』天永四年（一一一三）正月十六日条に、

午刻参向、_レ蒔絵劍、丸友帯、_レ…（請客使右近権少将）宗能朝臣承_レ仰雖_二退出_一、暫経_二廻細殿邊_一、尚待_二甘栗使_一也、是父中納言教命也、申始藏人兵衛尉為忠参仕、_レ青色袍、紅梅下襲、萌木袴、黒半臂、細劍、_レ小舎人二人著_二衣冠_一相具、_レ（則季、常行、_レ所下部二人著_二赤衣_一、

一人持_レ蘇、一人持_二甘栗_一先行、

とある。摂政太政大臣藤原忠実の正月大饗において、遅刻した蘇甘栗使の六位藏人兵衛尉藤原為忠が来るのを、請客使の藤原宗能が父中納言宗忠の教命に従って待ち続け、ようやく申刻始（午後三時ごろ）にやってきた蘇甘栗使為忠は「青色袍」の束帯を着用していた。『侍中群要』の「麴塵袍」が『西宮記』と『長秋記』の事例では「青色（袍）」とされており、「麴塵袍」と「青色袍」が同じであることを示している。

④ 輦車宣旨使

ここでいう「輦車宣旨」は、特定個人に対して宮城門から宮門までを輦車で通行することを勅許する通常の輦車宣旨ではない。通常の輦車宣旨は、特定個人に勅許するよう藏人から伝えられた上卿が、勅許を弾正台・檢非違使・外記に伝達する官方宣旨をいう^⑩。ここでいう輦車宣旨は、とくに東宮・親王・女子が宮門内に入るとき、その都度、通行を勅許する藏人方宣旨である。

『侍中群要』「第八 仰輦車宣旨事」に、「藏人奏_二事由_一之後、著_二麴塵袍_一、向_二其人参入之陣_一、_レ退之時不_レ向_二陣_一、直召_二吉上腋陣_一仰_レ之、_レ、_レ藏人承_二宣旨_一、随_二参入之告_一、著_二麴塵袍_一、_レ束帯或以_二位袍_一仰_レ之、可_レ随_二便_一、_レとある。輦車参内が勅許されている特定個人（東宮・親王・女子）が参内したと左衛門陣から連絡を受けると、藏人は天皇に奏聞し、宣旨を受けて、「麴塵袍」の束帯を着用して、諸陣（左近衛陣・左兵衛陣・左衛門陣）に向かい、その人が輦車に乗ったまま

その門を通過することを認めるよう陣官・吉上に命じるのである。位袍の束帯でもよかった。

具体例をみると、『中右記』寛治五年(一〇九一)十月二十五日条では、「次藏人左兵衛尉藤永実、〈着「青色」〉、仰^二輦車宣旨、」とあり、篤子内親王が里内裏堀河院に入内するさい、「青色」を着た藏人藤原永実が北門前で輦車宣旨を仰せている。同六年二月十七日条にも同様の例が見られる。ここでも「麴塵」と「青色」が同じものであることがはっきりわかる。

⑤ 諸召

『侍中群要』「第八 諸召」に、天皇の仰を受けた藏人が、左右近衛陣座や議所に着する上卿や公卿を天皇御前に召す儀式行事として「御齋会召」「議所召(宜陽殿召)」「左仗座召」「依^一仰召^二上卿」があげられている。このときの藏人の服装は、第二章で述べた、藏人が陣座の上卿に天皇の仰せを伝えるとき、束帯を着用したことから、束帯であった。御齋会の場合、『雲凶抄』^(註)には、「行事藏人、必着^二青色^一、出^二右近陣^一召^二諸卿^一、」とあり、青色束帯であった。「御齋会召」で藏人が青色を着るということは、「議所召(宜陽殿召)」「左仗座召」「依^一仰召^二上卿」でも青色だったと類推される。

一方で、『侍中群要』「第五 装束藏人事」に「藏人為^二勅使^一、并依^二可^一然事^三城外之時、下御直衣着用」とあり、藏人が勅使および「城外」(京外)派遣とき(これも勅使の一形態)、天皇から下賜された「御直衣」を着用する、とある。

この記事と上述した勅使の「束帯」「麴塵袍」「位袍」がどう関係するのか、考えなければならぬ。同じく、『侍中群要』「第五 装束藏人事」に「至^二于青色^一、用^二束帯^一後用^二宿衣^一」とある。藏人は、青色袍^一⇨麴塵袍を束帯として着用して着古したら「宿衣」に転用するのであり、この点に注目しなければならぬ。すなわち、天皇が着用した直衣の麴塵袍が藏人に下賜され、藏人はそれをはじめは束帯に、そして着古したら宿衣(藏人頭は直衣、五位六位藏人は衣冠)へと順次、転用したことが想定されるのである。天皇から下賜されたお下りの直衣の袍を、はじめて束帯袍として着用する機会が勅使・城外勅使なら、勅使の束帯は、原則として麴塵袍の束帯ということになるだろう。

ここで、新藏人が禁色着用を許されて禁色⇨麴塵袍の束帯を着て吉書奏をしたことが想起される。すなわち藏人は、天皇から下賜された麴塵袍を着て天皇に奏聞し、天皇から下賜された麴塵袍を着て勅使として遣わされた、ということになる。天皇と官司・臣下との間を媒介する藏人が、天皇の分身として臣下の奏聞を取り次ぎ、天皇の分身⇨勅使として勅旨を神祇や臣下・官司に伝達したのである。このような藏人の、天皇の分身であることの表象が、天皇から下賜された、天皇が着用した御衣⇨禁色⇨麴塵袍だったのである。

以上の推測が認められるなら、①御書使、②諸使を命じられた藏人が着ていた束帯も、麴塵袍だったということになる。ただし勅使を拜命した藏人が、つねに麴塵袍を着用した

わけではなかったことは、④輦車宣旨使が「著「翹塵袍」、(束帯或以「位袍」仰之、可「随」便)」とあるように、場合によっては「位袍」を着用することがあったことからわかる。位袍着用が輦車宣旨使の特例なのか、またどのような場合なのか、そして他の勅使にも通じるのかはなお検討を要する。天皇が翹塵袍で御座に出御していたときに勅使を命じられた場合、位袍を着用するというのが、「可「随」便」かもしれない。

おわりに

本稿で論じてきた要点をまとめると、以下のとおりである。

(1) 『侍中群要』「第一 藏人初参事」にみえる新藏人の装束は、①参内・退出の装束は位袍の束帯、②日中勤務の服装は禁色宣旨を得たのちは翹塵袍または位袍の束帯、③宿直時の装束は「宿衣」、であるが、それは新任時だけの特別な儀礼的装束ではなく、その後の日常勤務における藏人の装束として一般化して差し支えない。

(2) 新藏人は「禁色宣旨」によって天皇着用の直衣の翹塵袍を下賜され、それを着用して「吉書奏」を行い、その後は日中勤務の束帯、宿直時の宿衣のいずれにおいても翹塵(青色)袍の着用が許されるが、天皇が翹塵袍を着て御座所に居るときは、位袍でなければならぬ。天皇御衣の下賜と天皇との同色着用は、天皇との恩寵関係にもとづく藏人集団の特権的地位を表象する。

(3) 『侍中群要』のいう「宿装束」「宿衣」は、藏人頭の場合、「雑袍宣旨」による「直衣」であり、五位藏人・六位藏人の場合(宣旨ではなく)藏人頭か上臈藏人の指示による「衣冠」であった。

(4) 藏人は、①宿直明けから午一刻の朝御膳までの天皇奉仕や昼御座の鋪設など(また朝大盤||殿上人・藏人の朝食)は宿衣のまま、②午一刻の朝御膳から酉一刻の夕御膳が撤されるまでは束帯。③夕御膳撤去後の天皇奉仕や昼御座の撤去(また夕大盤)および宿直は宿衣、であった。①③の時間帯でも藏人頭・上臈藏人が束帯であったら下臈藏人は束帯に着替える。束帯・宿衣(直衣の藏人頭は例外)ともに天皇が翹塵袍のときは位袍、天皇が赤白袍のときは翹塵袍であった。

陣定・陣申文が夜間に及んだときは、藏人は束帯のまま待機した。

(5) 藏人頭の御前定、藏人の奏下などは日中では束帯、夜間では雑事は宿衣のままでありが大事は束帯で奏聞した。藏人は上臈主催の陣定・陣申文に勅旨を伝えるために、また上臈から呼び出されて陣に参向するとき、昼夜を分かつた束帯であった。公卿・実務官人(弁・史)が位袍の束帯で参加する陣定・陣申文||太政官政務への参向だから束帯でなければならなかったのである。

(6) 時間帯・勤務内容に応じて、束帯から宿衣、宿衣から束帯へと再々着替えなければならぬ藏人の着替え場所は、藏人に宛てられた宿所||直廬であった。

(7) 藏人が勅使(①御書使・②諸使・③蘇甘栗使・④輦車宣旨使・⑤諸召)として参向するとき、藏人は天皇から下賜された麴塵袍の束帯を着用したが、それは勅使が天皇の分身であることの表象であった。

藏人の装束について残された課題は、行事藏人として関与する恒例・臨時の儀式行事における装束についてである。この問題を、行事の性格、担当する業務内容、出御した天皇の装束、行事の場所、などの相関関係において検討したい。

注(1) 束帯の成立については佐多芳彦『服制と儀式の有職故実』

吉川弘文館 二〇〇八年 第一部第一章「朝服」と「束帯」

―用例からみた平安初期公家服制」、同「平安初期の公家服制について―束帯姿成立の背景」(『立正史学』一一〇号二〇一一年)、禁色については大丸弘「禁色聴許の被服学的研究」(『大阪樟蔭女子大学論集』一号 一九六三年)、小川彰「古記録記事を通して見た禁色聴許―平安後期殿上人層を中心として」(『国史学』一二七号 一九八五年)、同「禁色聴許の装束について」(『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館 一九九〇年)、雑袍については大丸弘「禁色雑袍の風俗史的研究」(『風俗』三号 一九六四年)、佐藤早紀子「平安中期の雑袍聴許」(『史林』九四巻三号 二〇一一年)など。

(2) 拙稿「平安貴族の勤仕の「場」と装束―着替えを中心に―」(『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部(文化教育開発関連領域)』六五号 二〇一六年)

(3) 中井真木『王朝社会の権力と服装―直衣参内の成立と意義』

(東京大学出版会 二〇一八年)

(4) 渡辺直彦校注『侍中群要』(続神道大系 朝儀祭祀編 一九九八年)

(5) 桃崎有一郎「西宮記」に見る平安中期慶申(拝賀・奏慶・慶賀)の形態と特質」(『立命館文学』六二四号 二〇一二年)は「腋帯」を中隔の南西・南東角にある左・右掖門に該当するとする。

(6) 日崎徳衛校訂解説『侍中群要』(吉川弘文館 一九八五年)「解説」に「侍中群要」の編纂はほぼ円融朝から後一条・後朱雀朝頃にかけて行われたものと考えられる」とあり、「近來」は一〇世紀後半―一一世紀前半と考えておく。

(7) 『藏人補任』久寿二年条に「藏人頭 正四位下 藤原光頼 七月廿四日補」とある。

(8) 『伝宣草 下』(『群書類従』巻一一一)「下 彈正 宣旨」「下 檢非違使 宣旨」

(9) 本稿では神道大系本を利用しており、巻数表記は神道大系本による。

(10) たとえばいずれも後掲する史料だが、『小右記』寛弘八年(二〇一一)七月二十四日条「晩頭々馬頭(藤原通任) 来云、昨日被_レ下_二禁色・雑袍宣旨、即着_二禁色、左相府下襲・表袴者、」(『時信記』天承元年(一一三一)十二月二十二日条「予申_二下御装束、(御下重・御半臂・表御袴等也)、差_二副小舎人一人、送_二新頭中将亭、是兼所被_二示付也、_レ早退出着_二禁色 帰参之後、可_二従事也、」など。

(11) 小川彰「禁色聴許の装束について」(『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館 一九九〇年)

(12) 『西宮記』「卷十 侍中事」に「主上服(御) 菊塵之日、藏人不_レ知其由、着同色服之時、登時改_二其服色、」とあり、

また『侍中群要』「第五 装束」に「麴塵袍 除 節会并主上着御日」之外、可レ然掲焉所必着之」とある。

- (13) 『公卿補任』長元三年参議正四位下源経頼の尻付に、長和五年(一〇一六)正月蔵人左少弁。寛仁二年(一〇一八)正月止蔵人。同三年十二月転右中弁。同四年十一月転権左中弁。治安三年(一〇二三)十二月転左中弁。長元二年(一〇二九)正月転右大弁蔵人頭。長元三年(一〇三〇)十一月任参議、とある。

(14) 『日本の絵巻8』 中央公論社 一九九四年

(15) 『群書類従』巻一〇三

(16) 鈴木敬三『有職故実図典―服装と故実―』(吉川弘文館 一九九五年)

(17) 近藤好和『装束の日本史』(平凡社 二〇〇七年)

(18) 増田美子『日本衣服史』(吉川弘文館 二〇一〇年)

(19) 中井真木『枕草子』に描かれた男性の宿直装束について』(Wasada Global Forum 十一号 二〇一五年)

(20) 中井真木『王朝社会の権力と服装―直衣参内の成立と意義』(東京大学出版会 二〇一八年) 第二章『雑袍勅許』

(21) 前掲注20、八二頁

(22) 『角川古語大辞典』に「六位蔵人のうち、最上席、最古参の者」とある。

(23) 前掲注20、一一六頁

(24) 『平安時代史事典』「直衣」の項に「冬に檜扇、夏に蝙蝠扇を手にした」、「衣冠」の項に「手には笏に替わり冬は檜扇、夏は蝙蝠扇を持ち」とある。

(25) 佐藤全敏『第三部 天皇の食事と贄―政務原理変容の基底第一章 古代天皇の食事と贄』『平安時代の天皇と官僚制』(東京大学出版会 二〇〇八年)

(26) 衣冠から布袴に着替える時は、袍を替えて、石帯を締め、扇に代えて笏を持つだけでよい。束帯と比べて着替えにかかると時間ははるかに短い。

(27) 前掲注2

(28) 中町美香子『平安時代中後期の里内裏空間』(『史林』八八巻四号 二〇〇五年)

(29) 近藤好和『装束の日本史』(平凡社 二〇〇七年)が「衣冠は勅使や行幸供奉などで平安京外に公務で出向く時に目的地までの道中に着用した」と指摘している。

(30) 『西宮記』「臨時一(乙)臨時雑宣旨」の「輦車宣旨」、「伝宣草」下「諸宣旨事 一下外記宣旨」のうち「牛車輦車事」(『群書類従』巻一一一)

(31) 渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』第五篇第五章「蔵人式と蔵人方行事」(吉川弘文館 一九七八年)

(32) 『群書類従』巻八二

(広島大学大学院教育学研究科博士課程後期)